平成２９年（フ）第２０５号
滋賀県守山市水保町224番地、住民票上の住所滋賀県守山市水保町52番地１
債務者　今井　文隆
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２６号
大津市坂本７丁目20番15―103号
債務者　水谷　直喜
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３４号
滋賀県草津市笠山１丁目８番80―205号　サニーサイドテラスーＫ
債務者　鈴木　　恵
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０１号
兵庫県姫路市網干区垣内西町1755番地５レオパレスＹＴ108号、従前の住所兵庫県尼崎市西大物町12番58―1017号
債務者　掛井　　勝
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３２７号
兵庫県赤穂市平成町146番地　アークエイトＦ
債務者　西畑　香織
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３３８号
兵庫県姫路市大津区新町２丁目２番地１　ハウス新町２―Ａ号室
債務者　尾上なおみ（旧姓堀）
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１７号
山口県阿武郡阿武町大字奈古2000番地　美里団地５―３号
債務者　西村　峯子
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第２６号
山口県萩市大字椿東1503番地１
債務者　大深　裕太
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第２７号
福岡県大川市大字酒見958・959番地合併１
債務者　古賀　順次
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第２６９号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目40番15号　谷口ビル201号
債務者　坂口　幸男
１　決定年月日時　平成29年８月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５１号
福島県伊達郡国見町大字山崎字宮舘１番地20、旧住所静岡県富士市水戸島１丁目３番１号フレグランスタカラ105号
債務者　金澤　大志
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１４８号
静岡県富士宮市山本175番地の１
債務者　西子　和史
１　決定年月日時　平成29年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１４０号
三重県鈴鹿市算所２丁目12番17号サングリーン鈴鹿202号
債務者　コラボハウスこと　伊藤　貴俊
１　決定年月日時　平成29年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５０号
三重県鈴鹿市桜島町７丁目14番地の12
債務者　増田あんじぇら（従前の氏名バルシキ，アンジェラ）
１　決定年月日時　平成29年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６３号
三重県名張市瀬古口626番地５　エムテック名張　２番館３Ｂ号、前住所三重県名張市梅が丘北４番町235番地
債務者　寺坂めぐみ（旧姓森岡）
１　決定年月日時　平成29年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第７８３号
京都市伏見区深草直違橋南１丁目515番地51
債務者　宮元　悠佑
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８５５号
京都市伏見区向島津田町173番地１　ユンヌペルソンヌ301号
債務者　古館　優輔
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係